

現 行 の 定 款

社会福祉法人清心福祉会

令和5年9月28日認可（5福祉指指第159号）

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

(イ) 特別養護老人ホームの経営

(2) 第二種社会福祉事業

(イ) 保育所の経営

(ロ) 老人デイサービスセンターの経営

(ハ) 老人短期入所事業の経営

(ニ) 放課後児童健全育成事業の経営

(ホ) 地域子育て支援拠点事業の経営

(ヘ) 一時預かり事業の経営

(ト) 小規模保育事業の経営

(チ) 幼保連携型認定こども園の経営

(リ) 障害福祉サービスの経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人清心福祉会という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を東京都八王子市左入町373番地1に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名以上を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して、各年度の総額が800,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類(貸借対照表及び収支計算書)及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更

- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに署名又は記名押印する。

第4章 役員及び会計監査人並びに職員

(役員及び会計監査人の定数)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上
 - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
 - 3 この法人に会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任)

第16条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 理事長は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第19条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類(貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書)並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

- 2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。
 - (1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面
 - (2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

第20条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

3 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

4 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第21条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

3 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(役員及び会計監査人の報酬等)

第22条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

(職員)

第23条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員(以下「施設長等」という。)は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

(責任限定契約)

第24条 理事(理事長、業務を執行したその他の理事又は当該社会福祉法人の職員でないものに限る。)、監事又は会計監査人(以下この条において「非業務執行理事等」という。)が任務を怠つ

たことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金10万円以上であらかじめ定めた額と社会福祉法第四十五条の二十四第四項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百十三条第一項第二号で定める額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

第5章 理事会

(構成)

第25条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第26条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職

(招集)

第27条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第28条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第29条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第30条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の3種とす

る。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 現金 100万円

(2) 建物

- ア 東京都八王子市宇津木町830番地所在の鉄筋コンクリート造陸屋根2階建
保育所 わらべ保育園園舎 1棟 (延1,519.55平方メートル)
- イ 東京都八王子市久保山町1丁目21番地所在の鉄筋コンクリート造陸屋根2階建
保育所 わらべうつき保育園園舎 1棟 (延1,043.66平方メートル)
- ウ 東京都八王子市左入町373番地1並びに374番地1所在の鉄筋コンクリート造
コンクリート屋根ルーフィング葺地下1階付3階建 特別養護老人ホーム
ファミリーマイホーム園舎 1棟 (延4,038.96平方メートル)
- エ 東京都八王子市堀之内字14号1206番地、1205番地1、1207番地1
及び1203番地1所在の鉄筋コンクリート造陸屋根4階建 特別養護老人ホーム
ファミリーイン堀之内園舎 1棟 (延4,770.18平方メートル)
- オ 東京都八王子市左入町372番地4所在の鉄骨造垂鉛メッキ鋼板葺2階建
老人介護支援センター 地域包括支援センター左入園舎 1棟 (延201.60平方メートル)
- カ 神奈川県横浜市金沢区富岡東四丁目16番地26所在の鉄筋コンクリート造陸屋根2階建
保育所 わらべシーサイド保育園園舎 1棟 (延999.64平方メートル)
- キ 東京都福生市南田園一丁目4番地12所在の鉄筋コンクリート造陸屋根3階建
保育所 わらべつくし保育園園舎 1棟 (延943.97平方メートル)
- ク 神奈川県横浜市瀬谷区中屋敷三丁目11番地1、10番地2、11番地2、10番地
3、10番地5所在の鉄筋コンクリート造陸屋根4階建 特別養護老人ホーム
ファミリーイン瀬谷園舎 1棟 (延6,185.86平方メートル)
- ケ 東京都墨田区緑三丁目4番地2所在の鉄筋コンクリート造陸屋根4階建
保育所 わらべみどり保育園園舎 1棟 (延931.30平方メートル)
- コ 東京都八王子市堀之内字14号1212番地1所在の鉄筋コンクリート造陸屋根3階建
保育所 わらべ里山保育園園舎 1棟 (延997.98平方メートル)
- サ 東京都東久留米市南町一丁目1843番地1所在の鉄筋コンクリート造陸屋根3階建
保育所 わらべみなみ保育園園舎 1棟 (延961.01平方メートル)
- シ 東京都八王子市台町一丁目62番地3所在の鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付き4階建
保育所 わらべふじ森保育園園舎 1棟 (延1050.51平方メートル)
- ス 東京都東久留米市幸町一丁目1097番地64所在の鉄筋コンクリート造陸屋根3階建
保育所 わらべ東久留米保育園園舎 1棟 (延1553.35平方メートル)
- セ 東京都日野市神明一丁目13番地1、13番地2所在の鉄筋コンクリート造陸屋根2階建
保育所 わらべ日野市役所東保育園園舎 1棟 (延1459.67平方メートル)
- ソ 東京都中野区鷺宮五丁目541番地3所在の鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付3階建

- 保育所 わらべ西鷲宮保育園園舎 1棟 (延1030.86平方メートル)
- タ 神奈川県横浜市瀬谷区瀬谷町字松下5945番地2、5923番地3所在の鉄筋コンクリート造陸屋根平屋建 保育所 わらべ細谷戸保育園園舎1棟 (延369.38平方メートル)
- チ 東京都国分寺市新町一丁目7番地11所在の鉄筋コンクリート造陸屋根2階建 保育所 しんまち保育園園舎 1棟 (延651.76平方メートル)
- ツ 鹿児島県霧島市国分敷根字御法道701番地1所在の鉄筋コンクリート造陸屋根平屋建 保育所 敷根わらべ保育園園舎1棟 (延360.78平方メートル)
- テ 鹿児島県始良市宮島町44番地4、44番地3所在の鉄筋コンクリート造陸屋根3階建 保育所 宮島わらべ保育園園舎1棟 (延1,044.48平方メートル)
- ト 沖縄県石垣市字平得394番地3所在の鉄筋コンクリート造陸屋根2階建 保育所 平得わらべ保育園園舎1棟 (延1,284.10平方メートル)
- ナ 鹿児島県霧島市牧園町高千穂字龍石3855番地191所在の木造セメントかわらぶき・鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建 保育所 高千穂わらべ保育園園舎1棟 (延697.36平方メートル)
- ニ 鹿児島県南さつま市坊津町泊字二俣迫5756番地、鹿児島県南さつま市坊津町泊字水無倉6127番地所在の鉄筋コンクリート造陸屋根・かわら・合金メッキ鋼板ぶき平家建 特別養護老人ホーム ファミリーイン和楽苑園舎1棟 (延2694.99平方メートル)**

(3) 土地

- ア 東京都八王子市宇津木町831番所在の老人デイサービスセンター
ファミリーデイサービスセンター敷地 1筆 (285.45平方メートル)
- イ 東京都八王子市宇津木町833番2所在の老人デイサービスセンター
ファミリーデイサービスセンター敷地 1筆 (330.57平方メートル)
- ウ 東京都八王子市左入町373番1所在の特別養護老人ホーム
ファミリーマイホーム敷地 1筆 (1,041.32平方メートル)
- エ 東京都八王子市左入町374番1所在の特別養護老人ホーム
ファミリーマイホーム敷地 1筆 (1,031.40平方メートル)
- オ 東京都八王子市左入町372番の4所在の特別養護老人ホーム
ファミリーマイホーム敷地 1筆 (171.00平方メートル)
- カ 東京都八王子市堀之内字14号1203番1所在の特別養護老人ホーム
ファミリーイン堀之内敷地 1筆 (360平方メートル)
- キ 東京都八王子市堀之内字14号1203番4所在の特別養護老人ホーム
ファミリーイン堀之内敷地 1筆 (156平方メートル)
- ク 東京都八王子市堀之内字14号1205番1所在の特別養護老人ホーム
ファミリーイン堀之内敷地 1筆 (2,772平方メートル)
- ケ 東京都八王子市堀之内字14号1206番所在の特別養護老人ホーム
ファミリーイン堀之内敷地 1筆 (1,910.74平方メートル)

- コ 東京都八王子市堀之内字14号1207番1所在の特別養護老人ホーム
ファミリーイン堀之内敷地 1筆(1,042平方メートル)
- サ 東京都八王子市堀之内字14号1207番2所在の特別養護老人ホーム
ファミリーイン堀之内敷地 1筆(247平方メートル)
- シ 東京都八王子市堀之内字14号1212番1所在の特別養護老人ホーム
ファミリーイン堀之内敷地 1筆(2,670平方メートル)
- ス 東京都八王子市堀之内字14号1212番2所在の特別養護老人ホーム
ファミリーイン堀之内敷地 1筆(166平方メートル)
- セ 東京都八王子市堀之内字14号1214番1所在の特別養護老人ホーム
ファミリーイン堀之内敷地 1筆(2,828平方メートル)
- ソ 東京都八王子市堀之内字14号1214番2所在の特別養護老人ホーム
ファミリーイン堀之内敷地 1筆(8.08平方メートル)
- タ 神奈川県横浜市瀬谷区中屋敷三丁目10番2所在の特別養護老人ホーム
ファミリーイン瀬谷敷地 1筆(1,052平方メートル)
- チ 神奈川県横浜市瀬谷区中屋敷三丁目10番3所在の特別養護老人ホーム
ファミリーイン瀬谷敷地 1筆(693平方メートル)
- ツ 神奈川県横浜市瀬谷区中屋敷三丁目10番5所在の特別養護老人ホーム
ファミリーイン瀬谷敷地 1筆(125平方メートル)
- テ 神奈川県横浜市瀬谷区中屋敷三丁目11番1所在の特別養護老人ホーム
ファミリーイン瀬谷敷地 1筆(2,775平方メートル)
- ト 神奈川県横浜市瀬谷区中屋敷三丁目11番2所在の特別養護老人ホーム
ファミリーイン瀬谷敷地 1筆(998平方メートル)
- ナ 神奈川県横浜市瀬谷区中屋敷三丁目12番1所在の特別養護老人ホーム
ファミリーイン瀬谷敷地 1筆(746平方メートル)
- ニ 神奈川県横浜市瀬谷区中屋敷三丁目17番3所在の特別養護老人ホーム
ファミリーイン瀬谷敷地 1筆(1,318平方メートル)
- ヌ 神奈川県横浜市瀬谷区中屋敷三丁目23番3所在の特別養護老人ホーム
ファミリーイン瀬谷敷地 1筆(40平方メートル)
- ネ 東京都八王子市堀之内字14号1200番所在の保育所
わらべ里山保育園敷地 1筆(290平方メートル)
- ノ 東京都八王子市堀之内字14号1200番2所在の保育所
わらべ里山保育園敷地 1筆(41平方メートル)
- ハ 東京都八王子市堀之内字14号1201番所在の保育所
わらべ里山保育園敷地 1筆(280平方メートル)
- ヒ 東京都八王子市堀之内字14号1202番イ所在の保育所
わらべ里山保育園敷地 1筆(85平方メートル)
- フ 東京都八王子市堀之内字14号1202番ロ所在の保育所

- わらべ里山保育園敷地 1筆 (128平方メートル)
- へ 東京都八王子市堀之内字14号1213番イ所在の保育所
わらべ里山保育園敷地 1筆 (178平方メートル)
- ホ 東京都八王子市堀之内字14号1213番2所在の保育所
わらべ里山保育園敷地 1筆 (192平方メートル)
- マ 東京都八王子市堀之内字14号1213番3所在の保育所
わらべ里山保育園敷地 1筆 (34平方メートル)
- ミ 東京都八王子市堀之内字14号1213番4所在の保育所
わらべ里山保育園敷地 1筆 (4.13平方メートル)
- ム 東京都八王子市宇津木町833番3所在の保育所
わらべ保育園敷地 1筆 (55.00平方メートル)
- メ 東京都八王子市宇津木町833番4所在の保育所
わらべ保育園敷地 1筆 (25.07平方メートル)
- モ 東京都八王子市宇津木町830番所在の保育所
わらべ保育園敷地 1筆 (750平方メートル)
- ヤ 東京都八王子市台町一丁目62番3所在の保育所
わらべふじ森保育園敷地 1筆 (428.77平方メートル)
- ユ 鹿児島県始良市宮島町44番3所在の保育所
宮島わらべ保育園敷地 1筆 (346平方メートル)
- ヨ 鹿児島県始良市宮島町44番4所在の保育所
宮島わらべ保育園敷地 1筆 (686平方メートル)
- ラ 沖縄県石垣市字平得平得394番3所在の保育所
平得わらべ保育園敷地 1筆 (2,965.02平方メートル)
- リ 鹿児島県霧島市牧園町高千穂字龍石3855番191所在の保育所
高千穂わらべ保育園敷地 1筆 (3339.87平方メートル)
- ル 鹿児島県霧島市牧園町高千穂字龍石3855番232所在の保育所
高千穂わらべ保育園敷地 1筆 (455.21平方メートル)
- レ 鹿児島県南さつま市坊津町泊字二俣迫5756所在の保育所**
ファミリーイン和楽苑敷地 1筆 (12844.11平方メートル)
- ロ 鹿児島県南さつま市坊津町泊字水無倉6127所在の保育所**
ファミリーイン和楽苑敷地 1筆 (5424.31平方メートル)
- 3 その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産は、第38条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第31条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、東京都知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、東京都知事の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

第32条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第33条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第34条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第6号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算)
- (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第2条の39に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告

- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第35条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第36条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第37条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。

第7章 公益を目的とする事業

(種別)

第38条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 居宅介護支援事業
- (2) 地域包括支援センターの経営
- (3) 高齢者集合住宅生活援助事業
- (4) 高齢者見守り相談窓口事業
- (5) 生活支援体制整備及び認知症地域支援事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。

第8章 解散

(解散)

第39条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第40条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

第9章 定款の変更

(定款の変更)

第41条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、東京都知事の認可(社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を東京都知事に届け出なければならない。

第10章 公告の方法その他

(公告の方法)

第42条 この法人の公告は、社会福祉法人清心福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞、又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第43条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	高木 順一
理事	沢田 ユキ
〃	秋間 守
〃	佐藤 茂一
〃	立川 正次
〃	高木 武次
監事	田中 清一
〃	谷合 政司